

昭和町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 山梨県昭和町

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成5年度(27年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法非適 ※法適年月日:令和6年4月1日
処理区域内人口密度	30.6人/ha	流域下水道等への 接続の有無	有
処理区数	2処理区(釜無川流域下水道関連公共下水道、甲府市公共下水道関連大津処理区)		
処理場数	—		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	山梨県の釜無川流域下水道及び甲府市の関連公共下水道として広域化・共同化		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 超過使用料				
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用使用料体系と同様				
その他の使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用使用料体系と同様				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,376 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,975 円
	平成30年度	2,376 円		平成30年度	2,968 円
	令和元年度	2,420 円		令和元年度	2,968 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	6名
事業運営組織	下水道課 課長(1名)、管理係(3名)、工務係(2名)

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	該当なし
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)*4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)*5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

<p>①収益的収支比率 収益的収支比率は、地方公営企業法の非適用企業において、企業という経常収益比率に代替される指標であり、料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用をどの程度賄えているかを表す指標です。数値が大きいほど財政的に健全性が高いと判断できますが、過去5年間の平均比率は約80.4%となっています。平成28年度には使用料の改定を実施し、収支比率も平成29年度決算より毎年増加しており、経営戦略に向けた取組が徐々に成果を上げています。</p> <p>②企業債残高対事業規模比率 昭和町の企業債残高対事業規模比率は、類似団体と比較すると低く抑えられていますが、比率をさらに抑えるために平成28年度に使用料の改定を実施し経営改善の実施を図り、企業債残高は減少傾向にあります。引き続き過度な起債財源への依存に向かわないような検討が必要になります。</p> <p>③経費回収率 昭和町の経費回収率は過去の年度は数値が大幅に100%を下回っていましたが、平成28年度に下水道使用料の改定を実施し、使用料収入を確保しました。平成30年には、経費回収率が98%を超え、類似団体平均と比較すると高い数値を示している状況となっています。今後も、汚水処理費の更なる削減に努力し、現状を維持していくことを目標とします。</p> <p>④汚水処理原価 汚水処理原価は、下水道有収水量1m³当たりの汚水処理費(維持管理費と資本費)です。近年は減少傾向にあり、令和元年度は150円/m³となっています。</p> <p>⑤水洗化率 昭和町の水洗化率は、類似団体に比べかなり高い値を示しており、令和元年度では約94.8%となっています。しかし、供用開始区域内において様々な理由により下水道の未接続者が見受けられるので、該当者に対し郵送や訪問(町外含む)を数回行い下水道接続への推進を積極的に行っています。</p>
--

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

昭和町の過年度の処理区域内人口は、行政人口の伸び率と同様に上昇しています。そのため、行政人口の伸び率を採用し処理区域内人口の予測を行います。昭和町の行政人口の予測は、昭和町人口ビジョン、将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所(平成30年3月公表値))の人口推計値を比較した結果、実績では上昇傾向となっているが「社人研」では減少傾向となっている。人口ビジョンの将来の伸び率は実績の人口の伸び率と同程度の推移となっていることから、「人口ビジョン」を採用する。

(2) 有収水量の予測

昭和町の下水道使用料は従量制を採用しているため、水量階級別の水量予測を行うことが望ましいです。実績の水量階級別の有収水量及び検針数から、将来の予測を下記のとおりとする。

①0～20m³: 過年度の推移は上昇傾向であるため、過年度の上昇率を考慮

②21～60m³: 過年度の推移は上昇傾向であるため、過年度の上昇率を考慮

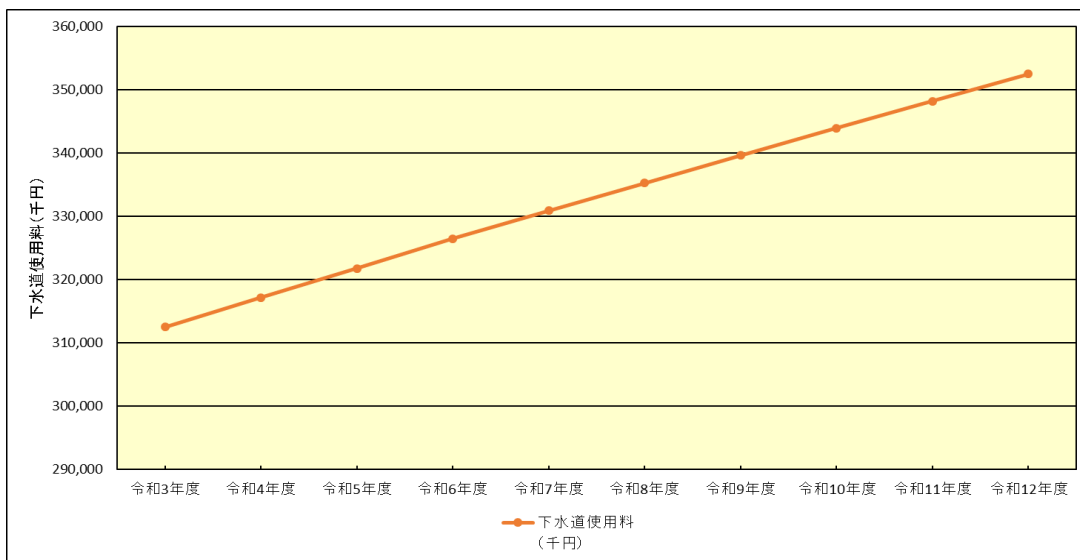
③61～100m³: 過年度の推移は概ね横ばいであるため、令和元年度の水量を固定値

④100m³超: 過年度の推移は概ね横ばいであるため、令和元年度の水量を固定値

注) 段階別の水量が多くなるほど、大規模な工場の占める割合が多くなり大規模な工場の将来水量の予測は困難であることから、実績値を採用している。

(3) 使用料収入の見通し

下水道使用料収入の試算は、実績の段階別有収水量を基に将来の予測を行っています。下水道使用料単価は令和元年10月1日に消費税改定済みの単価を将来にわたって固定値とします。



(4) 施設の見通し

昭和町の下水道事業は、昭和62年に事業着手し平成5年から供用開始しています。令和元年度の実績が、事業計画区域593.2ha(釜無工業団地66haを除く)に対して整備済み区域が454.6haであり、整備率が76.6%となっており引き続き公共下水道整備を進めていく必要があります。

令和元年度末の汚水管渠の総延長は約119kmで、事業開始当初に整備した管渠は、整備後30年を経過しています。現在のところ、法定耐用年数である50年に達する管渠はありませんが、今後20年程度で順次耐用年数を迎えるため、必要に応じて点検・修繕を行うとともに、計画的に老朽管の更新を行っていく必要があります。

(5) 組織の見通し

昭和町では、昭和町汚水処理事業アクションプランに基づき令和6年度まで公共下水道を整備中であり、引き続き下水道未普及地域への整備を計画的に進めていく必要があるため、経営戦略の計画期間内においては、現在の組織体制を維持する予定です。

3. 経営の基本方針

以下の方針を基に、持続可能で健全な経営に努めていきます。

- (1) 公共下水道整備計画を見直すとともに、昭和町汚水処理事業アクションプランに基づき着実な事業推進に努めます。
- (2) 公共下水道の供用開始における水洗化率の向上を図るとともに、早期接続を促すための方策を検討します。
- (3) 下水道整備の効率的な維持・管理・修繕に努めるとともに、災害対策や長寿命化対策を検討します。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

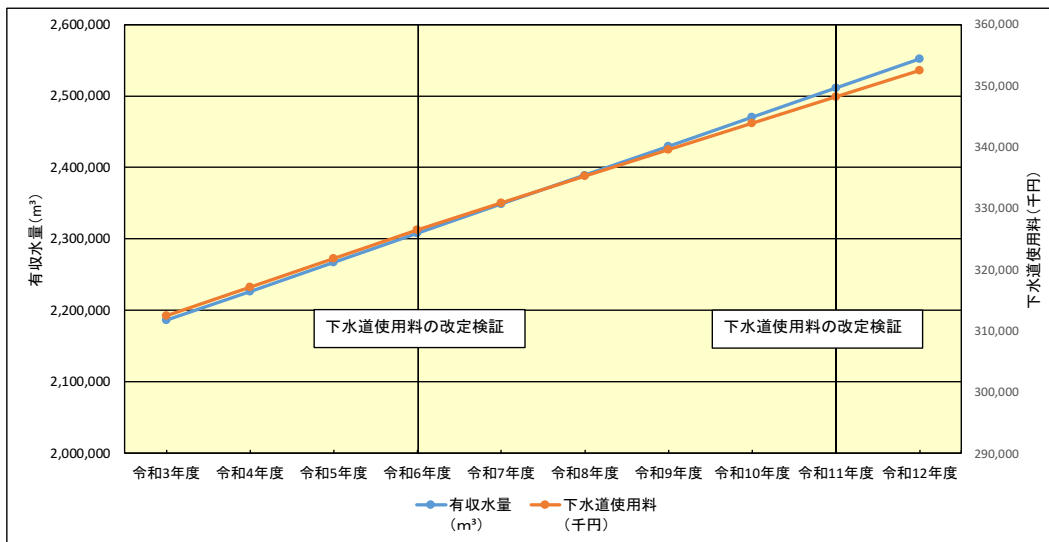
目 標	下水道普及率の向上を目指して、昭和町汚水処理事業アクションプランと整合を図り、引き続き公共下水道の計画的な整備を進めていきます。
-----	--

公共下水道整備については、引き続き公共下水道区域の面整備を計画的に進めていく必要があります。事業開始当初に整備した管渠は今後20年程度で法定耐用年数である50年に達することになり、面整備の完了後は改築・更新に移行することが見込まれます。釜無川流域下水道建設負担金は令和2年度の金額(見込み額)を将来も見込み、甲府市に負担している建設費負担金は令和4年度までは見込み額を計上し、それ以降は発生しないものとします。企業債償還金は、発行済みの企業債については、償還計画に基づいて各年度の元金償還金を計上しています。今後発行予定の企業債については、借入見込み額に対する各年度の元金償還金を計上しています。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	今後は昭和町汚水処理事業アクションプランに基づき整備を行うため、投資額が大きくなります。また、今後は令和6年度に法適化する予定であり、独立採算を目指す必要があることから他会計補助金の減少を目指します。
-----	--

下水道使用料は、行政人口が上昇していることもあり今後も上昇傾向となっていくと見込まれます。しかし、財源が不足している分は他会計繰入金に頼っている状況であるため、今後は独立採算を目指して必要に応じて使用料単価の改定検証を行ってまいります。



③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

職員給与費については、職員数が変わらないこと、定期的な人事異動があることから、令和元年度の実績値を基にして計上しています。維持管理委託費については、下水道使用料徴収業務委託が大きな割合を示しているため、過去数年の動向を踏まえて計上しています。流域下水道維持管理負担金については、将来の予定が不透明であるため、令和2年度予算額を基に計上しています。支払利息は、発行済みの企業債については、償還計画に基づいて各年度の支払利息を計上しています。今後発行予定の企業債については、借入見込み額に対する直近の実績に基づく利率により各年度の支払利息を計上しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	特になし
投資の平準化に関する事項	今後法適用した後に、ストックマネジメント計画を策定し、今後発生してくる修繕・改築の費用の平準化を図る。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	特になし
その他の取組	今後法適用した後に、総合地震対策計画を策定し、今後の災害に対する対策を行う。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	特になし
資産活用による収入増加 の取組について	特になし
その他の取組	特になし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	特になし
職員給与費に関する事項	特になし
動力費に関する事項	特になし
薬品費に関する事項	特になし
修繕費に関する事項	特になし
委託費に関する事項	特になし
その他の取組	特になし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	事業の進捗確認(モニタリング)を毎年度行うとともに、5年前後で見直し(ローリング)を行い軌道修正を図る。
---------------------	--